

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1

① 年月日・時間	①平成30年4月26日(木)14:30~15:30 ②平成30年4月26日(木)15:45~16:45 ③平成30年4月27日(金)11:00~12:10						
② 場所	①②参議院議員会館 ③ 全国町村会館						
③ 相手方	①水産庁職員 ②中小企業庁職員						
④ 参加者	①②徳島県議会議員 眞貝浩司ほか ③ 地方六団体等						
⑤ 目的・内容	①徳島県議会自由民主党勉強会において、水産庁職員から「漁業における豊かな海」について、説明を聴取するとともに、意見交換を行った。 ②徳島県議会自由民主党勉強会において、中小企業庁職員から「小規模事業者対策」について、説明を聴取するとともに、意見交換を行った。 ③参議院議員選挙における合区の早期解消に向け、「合区の早期解消促進大会」に参加した。						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率( / )	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	旅費	46,300	10/10	46,300	4/26~27 1泊2日旅行パック代 46,300円 4/26往路: JAL454便 徳島 8:55発→羽田10:05着 4/27復路: JAL461便 羽田15:30発→徳島16:45着 宿泊先: 品川プリンスホテル		
	合計	46,300		46,300			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto;"></div>
<input type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

2018年05月07日  
(180426-AA0035)

眞 貝 浩 司 様

金額	¥ 4 6 , 3 0 0 ※
----	-----------------

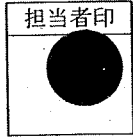
但し  
ご旅行代金として

上記の金額正に領収いたしました。  
Ref. No. 0000174790 予約No. 2768920

観光庁長官登録旅行業(第1982号)  
株式会社 丸 徳 島  
〒770-0844 徳島県徳島市本町1丁目2番地3  
スタッフクリエイティブ 2階

- 御注意
1. 手書きのもの並びに金額の訂正したものは無効とします。
  2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。


TEL:088-625-5551  
FAX:088-653-2344



活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	2

① 年月日・時間	平成30年7月20日						
② 場所							
③ 相手方	徳島県議会各議員連盟						
④ 参加者							
⑤ 目的・内容	徳島県議会各議員連盟 平成30年度会費						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 ( / )	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動 車使用 記録簿
	会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会南海地震対策議員連盟会費		
	会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟会費		
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟会費		
	会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会日韓友好促進議員連盟会費		
	合計	10,000		10,000			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
<input type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

領 収 証

平成30年7月20日

眞 貝 浩 司 様

¥ 1, 0 0 0 -

平成30年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会  
南海地震対策議員連盟 領 収

領 収 証

平成30年7月20日

眞 貝 浩 司 様

¥ 5, 0 0 0 -

平成30年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会  
芸術文化振興議員連盟 領 収

領 収 証

平成30年7月20日

眞 貝 浩 司 様

¥ 3, 0 0 0 -

平成30年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会  
林業木材業振興議員連盟 領 収

領 収 証

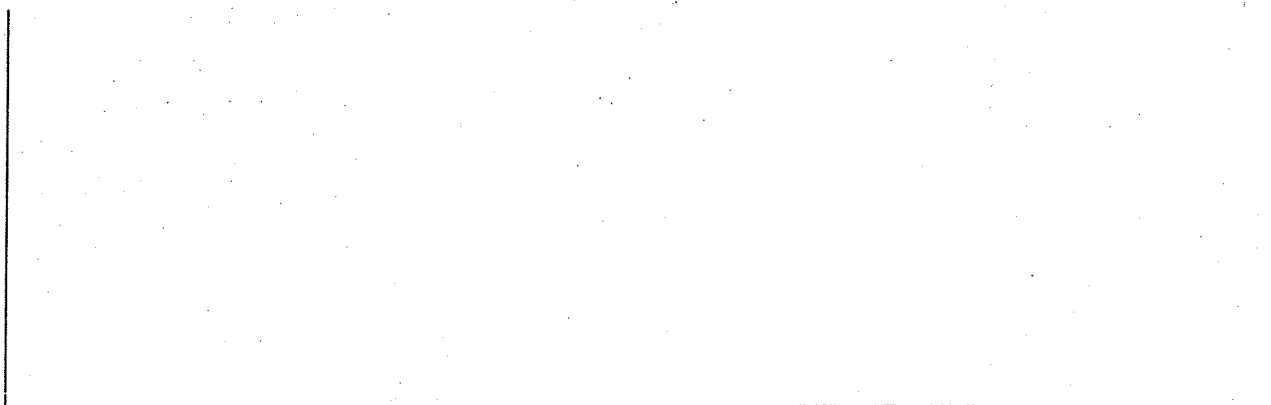
平成30年7月20日

眞 貝 浩 司 様

¥ 1, 0 0 0 -

平成30年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会  
日韓友好促進議員連盟 領 収



【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

活動報告書兼領収書等添付票


項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	平成30年11月16日						
② 内容	眞貝浩司県政報告（封筒含む。）作成印刷および郵送 発行年月日 平成30年11月16日 発行部数 40,704部  ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 ( / )	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果物	発送 物写し
	印刷費	773,625	10/10	773,625	県政報告書（封筒を含む。）印刷代	✓	
	郵送費	132,154	10/10	132,154	ゆうメール特別代金（北島郵便局）松茂町分 6,007通		✓
	郵送費	243,012	10/10	243,012	ゆうメール特別代金（北島郵便局）北島町分 11,046通		✓
	郵送費	307,340	10/10	307,340	ゆうメール特別代金（藍住郵便局）13,970通		✓
	郵送費	102,504	10/10	102,504	ゆうメール特別代金（上板郵便局）4,271通		✓
	郵送費	119,020	10/10	119,020	ゆうメール特別代金（板野郵便局）5,410通		✓
	合計	1,677,655		1,677,655			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査  
<input type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

領 収 証 30年12月4日

真貝浩司 様

〒 773-6251

但郵政報告DM折 536263-1 封筒に2枚  
上記金額確かに領収致しました 〒237362

各種印刷  
長 楽 印 刷

徳島県板野郡板野町大寺字亀山西169  
TEL・FAX (088) 672-1612

取扱者

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



# 領収書

眞貝 浩司松茂町分 様

[別納引受]		
ゆうメール特別 1.5cm未満 @22	区内 6,007通	¥132,154
小計		¥132,154
郵便物引受合計通数	6,007通	
課税計	¥132,154	
(内消費税等)	¥9,789)	
非課税計	¥0	
合計	¥132,154	
お預り金額	¥132,154	

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2018年12月6日 12:17  
担当：[REDACTED]  
発行No. 181206A9353 端N06箱02  
連絡先：北島郵便局  
TEL:088-698-6665

# 領収書

眞貝 浩司北島町分 様

[別納引受]		
ゆうメール特別 1.5cm未満 @22	区内 11,046通	¥243,012
小計		¥243,012
郵便物引受合計通数	11,046通	
課税計	¥243,012	
(内消費税等)	¥18,000)	
非課税計	¥0	
合計	¥243,012	
お預り金額	¥243,012	

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2018年12月6日 12:16  
担当：[REDACTED]  
発行No. 181206A9352 端N06箱02  
連絡先：北島郵便局  
TEL:088-698-6665

# 領収書

眞貝 浩司藍住町分 様

[別納引受]		
ゆうメール特別 1.5cm未満 @22	18.0g 区内 13,970通	¥307,340
小計		¥307,340
郵便物引受合計通数	13,970通	
課税計	¥307,340	
(内消費税等)	¥22,765)	
非課税計	¥0	
合計	¥307,340	
お預り金額	¥307,340	

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2018年12月6日 16:41  
担当：[REDACTED]  
発行No. 181206A2030 端N00箱01  
連絡先：藍住郵便局  
TEL:088-692-3242

# 領収書

眞貝 浩司 様

[別納引受]		
ゆうメール特別 1.0cm未満 @24	15.5g 区内 4,271通	¥102,504
小計		¥102,504
郵便物引受合計通数	4,271通	
課税計	¥102,504	
(内消費税等)	¥7,592)	
非課税計	¥0	
合計	¥102,504	
お預り金額	¥102,504	

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2018年12月6日 17:04  
担当：[REDACTED]  
発行No. 181206A6705 端N97箱01  
連絡先：上板郵便局  
TEL:088-694-2050

# 領収書

眞貝 浩司 様

[別納引受]		
ゆうメール特別 1.5cm未満 @22	区内 5,410通	¥119,020
小計		¥119,020
郵便物引受合計通数	5,410通	
課税計	¥119,020	
(内消費税等)	¥8,816)	
非課税計	¥0	
合計	¥119,020	
お預り金額	¥119,020	

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2018年12月6日 16:54  
担当：[REDACTED]  
発行No. 181206A3848 端N02箱01  
連絡先：板野郵便局  
TEL:088-672-1050

# 「一歩前へ」を信条に

「活気に満ちた板野郡」

「暮らし豊かな徳島県」の創生を！

皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

板野選挙区選出の徳島県議会議員、しんがいひろし眞貝浩司です。

平成27年4月、皆様にご支援をいただき、県議会議員に初当選させていただいてから、3年半が経過しました。

この間、総務委員会、文教厚生委員会、県土整備委員会に所属し、特に文教厚生委員会では委員長を務めさせていただくなど、多くのことを学び経験させていただき、より幅広い視野で物事を見ることができるようになった、と感じています。

また、県議会の会派においては、自民党県議27名が大同団結して設立した「徳島県議会自由民主党」の副幹事長を仰せつかり、未熟者ではありますが、先輩議員のご指導を頂戴しながら、会派活動にも力を注いでいます。

最近、地方創生という言葉が毎日のように耳にしますが、私は、地方創生に特效薬はないと思っています。

人口減少をはじめとする厳しい状況の中で、新たな発想によって、地域の活力を創出する方策をひねり出し、積極果敢にチャレンジしていく努力を積み重ねていかねばなりません。

私は、県議1期目の今期、県議会の本会議で計4回にわたり、飯泉知事をはじめ県幹部に対し、県政の重要課題について率直に質問し、具体的

な提言も行ってまいりました。

例えば、板野町が第1号指定となった「県版地方創生特区」の取り組みの充実に向け、全国初となる「地方版の規制改革会議」を知事に提言し、その設置が実現を見たところです。

そして平成30年9月県議会の本会議では、「エシカル消費の推進に向けた取り組み」、「中小企業におけるAI等の導入支援」など、新たな時代を切り拓いていくためのテーマを取り上げました。

このたび、この「4回目の本会議質問の概要」を「県政報告」として取りまとめましたので、皆様にご覧いただければ幸いです。

今後とも、地に足のついた政治活動を心がけ、皆様とともに「板野郡に活力をもたらし取り組み」に、さらには「徳島での暮らしに充実感を覚える施策」の展開に、全力を傾けてまいりますので、皆様には引き続き、ご支援、叱咤激励を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



しんがいひろし

## 眞貝浩司 県政報告

しんがいひろし

## 眞貝浩司 徳島県議会議員

(徳島県議会自由民主党 副幹事長)

平成30年9月

徳島県議会定例会一般質問

(所属会派) 徳島県議会自由民主党 副幹事長

(委員会) 27年度 総務委員会 副委員長 防災特別委員会

28年度 文教厚生委員会 委員長 環境対策特別委員会

29年度 県土整備委員会 環境対策特別委員会

30年度 県土整備委員会 環境対策特別委員会

### エシカル消費に関する 今後の取組について

消費者庁が発表したエシカル消費に関する意識調査結果についてどう評価し、更なる認知度向上に向け、どのように取り組むのか。

#### <知事答弁>

「人や社会、環境」に配慮した商品やサービスを選択する「エシカル消費」は、持続可能な社会を形成する上で、極めて重要です。

平成30年6月、消費者庁が発表した本県対象の意識調査では、「エシカル消費の認知度」は26.4%と、類似調査による全国平均6.0%に比べて高く、県民の皆様が徐々に浸透していることが明らかになりました。

エシカル消費の普及・浸透を更に進めるためには、消費者庁等と連携し、本県の取組を大きなムーブメントとして発展させる必要があります。

そこで、平成30年7月、自治体や団体、高校において、先進的な取組を行う皆様を本県にお招きし、全国初となる「エシカル消費自治体サミット」や「次世代エシカルフェス」を実施するなど、県内外への情報発信と他府県との連携強化に努めて参りました。

さらに今後は、エシカル消費の推進に貢献した事業者や団体を表彰する「とくしまエシカルアワード」の創設をはじめ、エシカル消費先進県として工夫を凝らし、新たな取組にチャレンジして参ります。

また、県議会における「消費者市民社会の構築に関する条例」の制定の動きに呼応し、エシカル消費のより一層の推進のため、全力で取り組みます。



### 食品ロス削減に 向けた取組について

事業者や県民の関心を更に高め、今後、食品ロス削減に向けた取組を加速させていくため、どのように取り組むのか。

#### <県民環境部長答弁>

県では、「すだちくん未来の地球条例」に「食品ロス削減の促進」を明記するとともに、平成28年10月設立の「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」にチャーターメンバーとして参画するなど、積極的な取組を進めています。

平成29年度は、消費者庁の「消費者行政新未来創造オフィス」と連携し、県内約100世帯のご協力を得て、食品ロス削減の効果を分析する「モニター調査」を実施しました。

平成30年度は、その成果をもとに、啓発資料を作成し、全国に発信するとともに、10月から、県内3圏域で順次「エコクッキング教室」を開催するなど、食品ロス削減に向けた普及啓発活動を展開して参ります。

さらに、食品事業者は、食品ロス削減に果たす役割が非常に大きいことから、流通の各段階における食品廃棄の抑制や、賞味期限前食品のフードバンクや子ども食堂への提供を呼びかけるとともに、産学官が連携し、「AI技術」を活用した先進的な取組の検討を進めて参ります。



## 自殺対策について

県の新たな「自殺対策基本計画」において、若年層への対応をはじめ、自殺対策にどのように重点的に取り組むのか。

### <保健福祉部長答弁>

本県における平成29年の自殺者数は、平成18年以降、最小となる一方で、依然として100名を超える多くの方が自らの命を絶たれており、特に、15歳から39歳の若年層の自殺予防は、重点的な対策が必要であると考えております。

そこで、平成30年度には、新たに、子どもの自殺が増加する夏休み後半から新学期開始時期を含む期間において、中高生を対象に「SNS相談」を実施するなど、関係機関と連携し、若者を対象とした対策に、積極的に取り組んでおります。

また、平成30年度に策定する「第2期自殺対策基本計画」では、「妊産婦への支援の充実」や「SOSの出し方に関する教育の推進」などを重点施策として位置づけるとともに、新たに、「自殺死亡率に係る数値目標」を設定し、県民一丸となって目指すべき当面の目標として、お示しして参ります。

## 発達障がい等のある子どもたちへの教育について

小中・高等学校における発達障がい等のある子どもたちへの教育を、今後どのように進めていくのか。

### <教育長答弁>

発達障がいをはじめ、特別な支援を必要とする子どもたちの教育においては、個々の発達段階に応じた適切な支援により、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすとともに、障がいのない子どもたちとの共同学習を進め、全ての子どもたちが、共に成長する教育に取り組むことが重要と認識しております。

議員お話のとおり、発達障がい児への支援は、幼児期

からの早期支援が重要であることから、「ポジティブな行動支援」の幼児教育への導入、早期発見に向けた発達障がい者総合支援センターや関係機関との更なる連携強化により、学齢期での社会性や学習意欲への橋渡しとなる「修学前の支援」を充実させて参ります。

また、高等学校段階においては、「通級による指導」が平成30年度から制度化され、4月から徳島中央高校で導入したところであり、今後は、高校における通級による指導の充実に向け、その成果と課題について検証するとともに、特別支援学校での「就学支援のノウハウ」を活用した、社会的自立に向けた取組を進めて参ります。

## 工業用水道の防災力強化について

工業用水の耐震化を推進するとともに、発災後の速やかな給水を可能とするため、更なる防災力の強化を図るべきと考えるが、所見を伺いたい。

### <企業局長答弁>

企業局では、切迫する「南海トラフ巨大地震」をはじめとする「大規模災害」が発生した場合にも、企業に給水が継続できるよう、建物や施設などの耐震化に積極的に取り組んでおり、これまでに、浄水場管理本館や配水ポンプ所などの「建築物」と、水管橋や配水池などの「土木構造物」については、耐震化が全て完了しております。

「工業用水道の管路」については、経過年数、区間の重要度等を総合的に評価し、緊急性の高い約8.4kmの区間において、平成33年度末までの完成を目標に、計画的に更新を進めております。

加えて、平成30年8月には、新たに「徳島県設備業協会」と協定を締結し、災害時において、迅速な復旧活動が行える体制を構築したところです。

また、松茂町にある「吉野川北岸工業用水道浄水場」内に、被災時の復旧拠点となるバックアップセンターや、備蓄資材倉庫を整備することとし、平成30年度に詳細設計を行い、平成31年度内の完成を目標に工事を進めて参ります。



県土整備委員会 視察



県土整備委員会 視察

# みなぎまと共に地域の未来を輝かしいものに

さらに、管路のダブルルート化の推進や、他の利水者からの「応援給水」を受けるための具体的な調整など、管路の一部が被災した場合にも、給水が継続できるよう、創意工夫を凝らした取組を重ねて参ります。

## 中小企業におけるAIやIoT等の導入支援について

中小企業の労働力不足の解消に向け、各企業の実情に応じたAI、IoT等の導入支援について、今後どのように取り組んでいくのか。

### <知事答弁>

「第4次産業革命」いわゆる「インダストリー4.0」のもと、県内企業がIoT、ビッグデータ、AIの積極的な導入を図ることは、労働力不足の解消とともに、競争力の強化や生産性の向上にも寄与するものであり、大変意義深いものであると認識しております。

そこで、中小企業の皆様に導入の必要性を肌で感じていただくため、平成30年10月11日、「ビジネスチャレンジメッセ」において、本県出身で業界から注目を集めるAIベンチャー経営者から、最先端の情報による講演をしていただくとともに、パネルディスカッションでは、県内で活躍する農業、製造業、サービス業の企業経営者をパネリストに迎え、効果的な導入手法について議論を深めるなど、導入ノウハウ習得に向けた処方箋を打ち出して参ります。

また、経済団体をはじめ、30社を超える「県内IT企業」を中心に、県内に進出いただいたサテライト企業や情報通信関連企業で構成する、「IoT等導入支援コンソーシアム」を平成30年11月を目途に立ち上げて参ります。



県土整備委員会 視察

## 「徳島小松島港・津田地区」の活性化について

「徳島小松島港・津田地区」活性化のための「バイオマス発電所」立地に向け、取組をより積極的に進めるべきと考えるが、所見を伺いたい。

### <副知事答弁>

「津田地区」は、本県の木材産業の中核を担っており、さらに、平成32年度に予定されている「津田インターチェンジ」の設置により、四国の玄関口としての機能を併せ持つ、新たな「陸・海・空の結節点」が誕生することとなります。

この「津田地区」において、県外企業と地元企業との合同により設立された特別目的会社による「バイオマス発電所」の立地計画が具体化してきております。

本計画が実現することにより、自然エネルギーの導入促進が図られるとともに、岸壁や野積場などの既存ストックを有効に活用することができ、地域雇用の新たな創出や地域産業の振興など、地域の活性化に大きく寄与することが見込まれます。

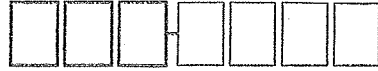
この「バイオマス発電所」の立地につきましては、事業者において、地域との融和・連携を図っていただくことが不可欠であることから、地域の皆様や港湾利用者の声に、しっかりと耳を傾けた上で判断することが必要であると認識しています。

このため、学識経験者や地元関係者等からなる「徳島小松島港津田地区活性化計画推進委員会」を設置しており、去る平成30年8月31日に開催した第1回委員会において、委員から、「地元自治会としてバイオマス発電所立地に賛成する」との意向が表明されたところです。

今後とも、県としては、推進委員会での議論をはじめ、様々な関係者のご意見を十分に踏まえながら、「徳島小松島港・津田地区」の活性化に向け、しっかりと取り組んで参ります。



県土整備委員会 視察



配達地域指定

地域にお住まいの皆様へ

県議会議員

しん がい ひろ し  
眞 貝 浩 司


〒779-0102 徳島県板野郡板野町川端字鷗ヶ須31-1

TEL 088-678-2788  
FAX 088-678-2789

活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費
整理番号	1

①	年月日・時間	平成30年11月15日(木) ①10:15~10:30 ②10:50~11:05 ③11:40~11:55						
②	場所	①自民党本部 【東京都千代田区】 ②財務省 【東京都千代田区】 ③国土交通省 【東京都千代田区】						
③	相手方	①自民党本部 萩生田 光一 幹事長代行 ②財務省 鈴木 馨祐 財務副大臣 ③国土交通省 石井 啓一 国土交通大臣						
④	参加者	徳島県議会徳島自動車道整備促進議員連盟						
⑤	目的・内容	平成30年11月15日(木), 徳島自動車道の四車線化に向けた整備促進について, 自民党本部, 財務省, 国土交通省へ要望活動を行った。						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		旅費	37,634	10/10	31,300	11/15~16 バック旅行代 31,300円 往路15日: JAL452便 徳島 7:35発→羽田 8:45着 復路16日: JAL457便 羽田11:45発→徳島13:05着 宿泊先: 都市センターホテル		
				10/10	6,019	11/15 バス借上費		
				10/10	165	11/15 バス高速料金		
				10/10	150	11/15 バス駐車料金		
		合計	37,634		37,634			

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

### 領 収 証

No.A 893999

真 貝 治 司 様

30年12月25日

金額				3	7	6	3	8	
----	--	--	--	---	---	---	---	---	--

但 航空券、バス代とし

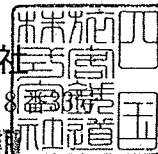
現 金		737638
小 切 手		
ク レ ジ ャ ッ ト		

上記正に領収いたしました

JR四国旅客鉄道株式会社

〒760-8580 香川県高松市浜ノ町8

発行箇所 高松支店 県庁内営業所



印紙税申告納  
付につき高松  
税務署承認済

係

30.1. 3×50×1,000 (中央納)

#### 【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

#### 【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---